○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の各表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

（遺跡関係）

名称	所在地	地域
曽屋水道	神奈川県秦野市水神町	一五八七番一、一六五〇番一六、一六五二番二、一六五二番三、一六五三番、一六五四番
	同　曽屋一丁目	一六五七番二
		右の地域に介在する道路敷を含む。
南海地震徳島県地震津波碑	徳島県徳島市南沖洲一丁目	三八番三のうち実測〇・五七平方メートル
	同　小松島市赤石町字赤石	九四番一のうち実測三・二八平方メートル
	同　阿南市椿町浜	一番一のうち実測三一・六七平方メートル
	同　阿南市福井町浜田	一六二番のうち実測五・〇七平方メートル
	同　阿南市福井町大原	一一六番一のうち実測一〇・〇〇平方メートル
	同　那賀郡那賀町谷内字下傍示	九四番のうち実測二・四五平方メートル
	同　海部郡美波町東由岐字大池	一〇二番一のうち実測二・七〇平方メートル
	同　海部郡美波町志和岐字田井ケ浦	八九番のうち実測三・八八平方メートル
	同　海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島	備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を徳島県教育委員会、徳島市教育委員会、小松島市教育委員会、阿南市教育委員会、那賀町教育委員会及び美波町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅳ座標系を基準とするDBO一地点（X＝七〇七八一・七五四メートル、Y＝八五八六五・八七四メートル）、DBO二地点（X＝七〇七八一・一二八メートル、Y＝八五八六六・一二二メートル）、DBO三地点（X＝七〇七八一・五〇二メートル、Y＝八五八六六・七九七メートル）、DBO四地点（X＝七〇七八一・九九四メートル、Y＝八五八六六・五四二メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅳ座標系を基準とするDBN一地点（X＝七〇七七四・二七三メートル、Y＝八五八六九・八八三メートル）、DBN二地点（X＝七〇七七四・七三三メートル、Y＝八五八七〇・八七七メートル）、DBN三地点（X＝七〇七七三・二六八メートル、Y＝八五八七一・五四九メートル）、DBN四地点（X＝七〇七七二・八七七メートル、Y＝八五八七〇・四六六メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

（名勝地関係）

名称	所在地	地域
沖縄県鉄道与那原駅跡	沖縄県島尻郡与那原町字与那原島ノ前原	三一三〇番、三一三一番一、三一三一番三、三一四八番一、三一四八番二、三一四八番四、三一四八番七、三一四九番、三一五五番三 沖縄県島尻郡与那原町字与那原島ノ前原三一三〇番三に東接する道路敷（同三一四九番に西接する道路敷を含む。）
宇都宮大学庭園	栃木県宇都宮市峰町字地蔵台	三五〇番一のうち実測三二二五・三三平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を栃木県教育委員会及び宇都宮市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
光臺院書院庭園	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字五ノ室谷	六四九番
	同　海部郡牟岐町大字中村字本村	備考　地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び牟岐町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
	同　海部郡牟岐町大字灘字大牟岐田	一三番のうち実測一・四四平方メートル
	同　海部郡海陽町浅川字ヨリ西	一三番のうち実測一・三〇平方メートル
	同　海部郡海陽町浅川字イナ	一六八番のうち実測〇・六八平方メートル
	同　海部郡海陽町浅川字大田	四七番一のうち実測五・三七平方メートル
	同　海部郡海陽町大里字木屋ヶ谷	徳島県海部郡海陽町浅川字イナ四六番一と同四八番二に挟まれ同四六番二と同四七番四に挟まれるまでの道路敷のうち実測〇・五一平方メートルを含む。 三四番一のうち実測二・六七平方メートル、一七番一のうち実測三・三七平方メートル 備考　一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を徳島県教育委員会、牟岐町教育委員会及び海陽町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅳ座標系を基準とするJD一地点（X＝六九五二一・八四八メートル、Y＝七八〇二四・九四二メートル）、JD二地点（X＝六九五二一・八五六メートル、Y＝七八〇二二二・四〇三メートル）、JD三地点（X＝六九五二三・二八五メートル、Y＝七八〇二二・九八三メートル）、JD四地点（X＝六九五二三・一六四メートル、Y＝七八〇二四・四二四メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び海陽町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。